就学援助費（小学校入学準備費）入学前支給について

本市では、貝塚市立小学校または義務教育学校に就学する児童がいる世帯で、要件を満たすご家庭に対し、小学校で学習するために必要な費用の一部を入学前に支給いたします。 受給を希望されるかたは、このしおりをよく読み、期限までにオンラインで申請してください。

≪ 支 給 予 定 額 ≫　　小学校入学準備費　64，300円

≪申請受付期間≫　　令和8年10月9日（金）～令和8年12月18日（金）（土日祝除く）

○ 最終受付期限は令和9年2月1日ですが、上記期間に遅れての申請は審査、支払いが遅れることがあります。

≪ 申 請 方 法 ≫

○オンライン申請

右のQRコードを読み取り、申請フォームに進んで必要事項を入力してください。

【Android端末をご利用の方へ】

Android端末は、OSやアプリの設定等により回答入力中のカメラ撮影ができない場合があります。事前に撮影した画像はアップロード可能ですので、下記を参考に必要な書類を事前にカメラで撮影し、端末に保存しておいてください。

※オンライン申請ができない場合は、**貝塚市役所5階学校教育課**の窓口で申請できます。

≪ 援 助 対 象 者 ≫（次のAまたはBに該当する世帯）

A. **申請時において、次のア～キのいずれかに該当する世帯。**

申請理由A	申請書以外に必要な書類
ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた世帯。	生活保護停止（廃止）決定通知書（写し）
イ. 市民税が非課税または減免されている世帯。 （※世帯全員が当てはまる場合のみ対象）	
ウ. 個人事業税が減免されている世帯。	個人事業税減免決定通知書（写し）
エ. 固定資産税が減免されている世帯。 （※住宅借入金等特別控除ではありません。）	
オ. 国民年金保険料が全額免除されている世帯。 （※世帯全員が当てはまる場合のみ対象）	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写し）（※世帯の中で20歳以上のかた全員分を必ず提出してください）
カ. 国民健康保険料が減免されている世帯。 （※世帯全員が当てはまる場合のみ対象）	
キ. 児童扶養手当を受給している世帯。 （※児童手当・特別児童扶養手当ではありません。）	

B. **Aの要件には該当しないが、世帯全員の合計所得額が認定基準額の合計額以内であり、就学援助を必要とする世帯。**（認定基準額は世帯員の年齢、人数によって変わります）

下記の表はモデルケースです。詳細は、下記担当課までお問い合わせください。

世帯人数	3人	4人	5人
世帯員の年齢	35歳、35歳、5歳	40歳、35歳、12歳、5歳	40歳、35歳、12歳、5歳、2歳
認定基準額	2,095,000円	2,616,000円	2,764,000円

※ひとり親世帯は、保護者と同年齢員数一人を加算して算出された基準以内で判定します。

裏面もお読みください

≪ 審 査 結 果 ≫

○ 認定・否認定の決定通知、支給通知は、2月中旬～下旬に郵送します。
※所得の未申告等により審査ができない場合、決定及び支払いの遅延、申請却下となる場合があります。

○ 上記受付期間に申請されたかたで、2月19日（金）までに決定通知および支給通知が届かない場合は、
2月26日（金）までに教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

（注意事項）

※この申請は、貝塚市立小学校または義務教育学校へ進学予定の就学前児童についてのみ申請が可能であり、在学中の児童生徒については、この申請書では申請できません。就学前児童についてのみ記入してください。

※この申請は、新入学学用品費の入学前支給についてのみ対象としています。**来年度（4月以降）の就学援助費の申請を希望の場合は、入学後新たに申請が必要となります**ので、年度はじめに学校からお子さまを通じて配布されます「保護者のみなさまへ」をご確認ください。

※所得額とは、総収入金額から必要経費を控除した後の金額です。給与所得者にあっては源泉徴収票でいう給与所得控除後の金額、公的年金等受給者にあっては公的年金等控除後の金額です。ただし、平成30年度の税制改正への措置として、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については前述の所得から10万円を控除します。

※ひとり親世帯については、保護者と同年齢員数1人を加算して算出された基準以内で判定します。

※国私立小学校へ進学や転出など貝塚市立の小学校または義務教育学校へ入学しない児童の保護者は支給の対象外となります。支給を受けた後、貝塚市立小学校へ入学されなかった場合は返還していただきます。

※入学前に小学校入学準備費の支給を受けなかったかたは、入学後に新入学児童生徒学用品費の申請をすることができます。

○ 令和8年度市・府民税の申告（税務署に確定申告されたかたや、勤務先から年末調整済の源泉徴収票をもらっているかたは除く）がまだのかたは、**必ず申告を済ませてから**申請してください。
修正申告をされたかたは必ず学校教育課までご連絡ください。

○ **令和8年1月2日以降に貝塚市へ転入されたかた**は、**令和8年度の所得証明書が必要**です。（18歳以上すべてのかた及び18歳未満で所得のあるかた全員分）
※所得証明書は、**令和8年1月1日にお住まいの市区町村**で取得の上、申請書と一緒に提出をお願いします。

○ 生活保護を受けているかたはこの制度の対象外です。

○ 国民年金保険料にかかる委任状については、学校教育課で配布しております。お問い合わせください。

≪問合せ先≫貝塚市教育委員会　学校教育課（電話　072－433－7108）